

令和3年度 中小企業基盤強化プロジェクト推進事業 公募要領

【公募期間】

令和3年3月10日(水)～4月16日(金)

【事前相談期間】

令和3年3月22日(月)～令和3年4月2日(金)

受付時間 9:00 ～ 17:15 月曜～金曜（祝祭日を除く）

（昼休憩 12:00～13:00 を除く）

【申請受付期間】

令和3年4月5日(月)～令和3年4月16日(金)

受付時間 9:00 ～ 17:15 月曜～金曜（祝祭日を除く）(時間厳守)

（昼休憩 12:00～13:00 を除く）

【問合せ先・提出先】

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業事務局

公益財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援部 事業支援課

吉岡、廣瀬、久田、小濱、德里、平

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター4階

TEL : 098-859-6236 FAX : 098-859-6233 E-mail : kadai@okinawa-ric.or.jp

【事業委託者】

沖縄県 商工労働部 マーケティング戦略推進課

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業担当

TEL : 098-894-2030 FAX : 098-866-4771



公益財団法人

沖縄県産業振興公社

Okinawa Industry Promotion Public Corporation

※本事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄県の補助事業であり、（公財）沖縄県産業振興公社が運営委託を受けております。

目 次

1. 事業の概要	1
(1) 目的及び各事業の内容	
(2) 事業の流れ	
2. 応募の要件	3
3. 事業の具体的な内容	4
(1) 補助率、補助上限額	
(2) 補助金の交付予定件数（プロジェクト採択予定件数）	
(3) 公社専門コーディネーター等の配置	
(4) 補助対象期間	
(5) 補助対象外経費	
(6) 補助対象経費	
(7) 国内外のエリア別費用上限額	
4. 応募方法・提出資料	12
(1) 提出資料	
(2) 事前相談期間	
(3) 事前相談について	
(4) 申請受付期間	
(5) 申請に関する注意	
(6) 提出及び問い合わせ先	
5. 審査及び補助金の交付決定	16
(1) 審査の流れ	
(2) 審査基準	
(3) 審査結果の通知と本申請	
(4) 交付決定の取り消し	
6. 納税証明書の取得機関（別紙1）	17
7. 本事業における利益等排除について	19

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業 公募要領

沖縄県（以下「県」という。）では、県内中小企業の経営基盤強化を図り、企業の持続的発展を促進するため、「令和3年度中小企業基盤強化プロジェクト推進事業」（以下「本事業」という。）を実施します。本事業を実施するにあたり、本要領に定める要件を満たす事業者のプロジェクト（事業計画）を募集します。

ただし、この募集手続は、令和3年度当初予算成立（沖縄振興特別交付金の交付決定）を前提とした事前準備手続であり、予算が成立しなかった場合は、プロジェクトに対する補助金の交付決定はできません。また、補助対象経費等の内容についても、変更になる場合がありますので、予めご留意ください。

1. 事業の概要

(1) 目的及び各事業の内容

県内中小企業においては、自社が抱える経営課題や自社の強みを活かした新たな事業展開、業界課題を解決するための企業間連携などのプロジェクトが各社にあるものの、経営基盤の脆弱さや人材不足等などから実行レベルで成果が上げられないという課題を有していることから、プロジェクトのブラッシュアップやプロジェクトの円滑な推進、実効性の向上を図る必要があります。

そこで、県内中小企業や企業の枠を越えた中小企業等の連携体のプロジェクトを対象に、下記の2つのプロジェクトを募集します。

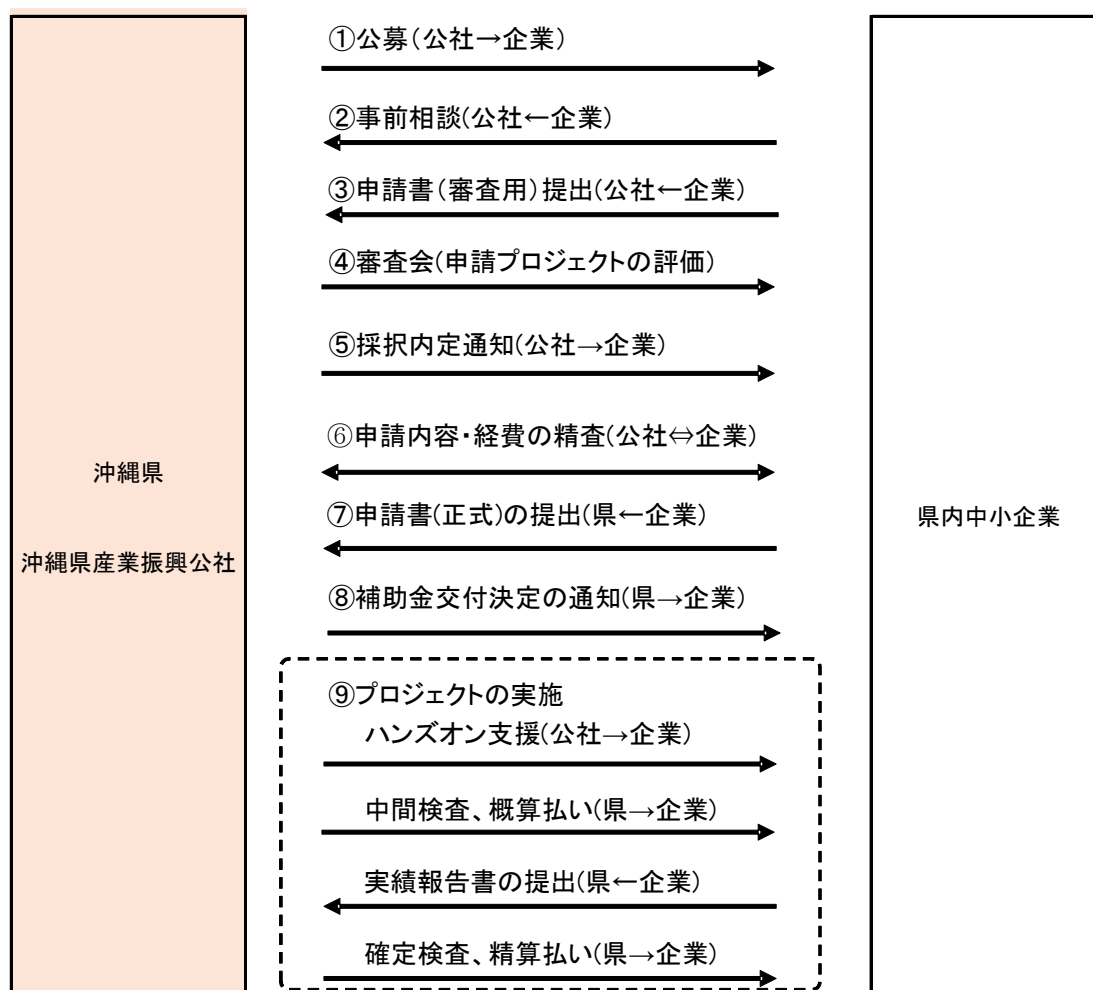
① 課題解決プロジェクト

成長可能性の高いプロジェクトを有する県内中小企業者（個別企業）を対象に、企業が抱える様々な経営課題を解決するための提案プロジェクトに対し、（公財）沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）の専門コーディネーター等のハンズオン支援及びプロジェクトに要する費用の一部を補助します。

② 企業連携プロジェクト

経済波及効果の高いプロジェクトを有する県内中小企業等で構成する複数企業の連携体（連携企業）を対象に、中小企業者が抱える様々な共通課題（業界課題等）の解決や、互いの強みや弱みを補完することによる相乗効果の発揮、地域の活性化等に取り組む提案プロジェクトに対し、公社の専門コーディネーター等のハンズオン支援及びプロジェクトに要する費用の一部を補助します。

(2) 事業の流れ



事業の流れは以下のとおりです。

- ① 県から本事業の運営管理を受託している公社がプロジェクトの募集を行います。
- ② プロジェクトの申請を希望する企業は、本事業の専門コーディネーター等に事前相談することができます。
- ③ プロジェクトの申請を希望する企業（企業連携プロジェクトの場合は、連携体の代表者）は、公社に申請書（審査用）を提出します。
- ④ 外部有識者等で構成する審査委員会により厳正な審査を行い、プロジェクトを評価します。評価にあたり、申請企業には、審査委員会にてプロジェクトの内容に関するプレゼンテーションを行っていただきます。
- ⑤ 審査委員会（外部有識者等）の審査の結果を踏まえ、高い評価を受けたプロジェクトについては、県が採択内定、不採択を選定し、公社はその結果を企業に通知します。
- ⑥ 採択内定通知を受けた企業は、公社の専門コーディネーター等とともにプロジェクト申請内容及び経費の精査等を行います。
- ⑦ 精査後、申請者は県に対し、補助金の交付申請書（本申請用）を提出します。
- ⑧ 県は、補助金交付決定に係る最終手続を経た上で、申請者に対し、補助金の交付決定を書面にて通知します。

- ⑨ 県の交付決定後は、公社の専門コーディネーター等のハンズオン支援のもと、申請したプロジェクトを実施します。そして、プロジェクト終了後には、県に対し実績報告書を提出します。補助金の交付は、中間検査後の概算払い、実績報告後の精算払いの2回に分けて行います。

2. 応募の要件

プロジェクトに係る応募要件（共通事項）

- ・申請するプロジェクトの内容が、申請企業の経営基盤の強化や持続的発展につながることが見込まれること。
- ・本事業を活用することにより、取組みの成果や経済波及効果が見込まれること。
- ・申請するプロジェクトに係る事務や経理が行える十分な管理体制及び処理能力を有すること。
- ・公社の専門コーディネーター等のハンズオン支援に対し、連携、協力する姿勢を有していること。
- ・採択企業が主体的に、かつ誠実に交付決定を受けた申請内容に則ってプロジェクトを推進すること。（対象経費の大部分がコンサルティング費用である、など申請者が主体的にプロジェクトを推進しないと判断される場合は、応募の要件をみたくしません）
- ・県及び公社に対し、必要の都度プロジェクトの進捗状況や成果を報告すること。
- ・企業連携プロジェクトに申請する場合は、連携体を構成する企業の連名による企業連携体協定書（各構成員の代表者印を押印）を締結し、その目的、各構成員の役割等を明確化し、相互協力できる体制を構築していること。
- ・本事業の成果報告会等に事業内容や成果を公表すること。
- ・プロジェクトの実施期間及びプロジェクト終了後において、公社の実施する調査、取材等に応じること。
- ・「令和2年度中小企業基盤強化プロジェクト推進事業」の補助を受けた企業でないこと。（令和2年度に当事業の支援が終了した企業や、令和3年度の継続審査委員会にて継続不可となった企業は応募できません。）

※過去に補助対象となり補助終了したプロジェクトと同内容のプロジェクトは、補助対象になりません。

※当該年度に、当該事業以外の国・県等が助成する補助事業に採択されたプロジェクトは、補助対象になりません。

各プロジェクトの応募要件

(1) 課題解決プロジェクト

成長可能性の高い提案プロジェクトを有している県内に本社を置く中小企業者

※中小企業者であること。(下記の中小企業の定義を参照)

※株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社の法人または個人事業主
(申請時点において青色申告を行う者に限る)であること。

※申請時に創業して3年を経過している事業者であること。

(2) 企業連携プロジェクト

県内に本社を有する2社以上の中小企業者による企業連携体(以下、「連携体」とする。)

※連携体を構成する事業者の3分の2以上が上記(1)の要件を満たし、かつ、その要件を満たした中小企業者が連携体の代表者となり、取りまとめて申請できること。

※企業連携プロジェクトは、県内中小企業者が主体となってプロジェクトに取り組む必要があります。連携体の構成員に、県外企業や(1)課題解決プロジェクトの要件に合致しない企業者等を入れることは可能(3分の1の範囲内)ですが、各社の取り組む経営課題等を明確にする必要があります、プロジェクトの代表企業は県内中小企業者である必要があります。

中小企業者の定義(中小企業基本法第2条に定める「中小企業者」)

業種・従業員規模・資本金規模において、下記①～④のいずれかを満たす、会社または個人事業主(従業員はパートを含む常時使用する従業員のみ)。

①製造業その他の業種：従業員数300人以下又は資本金又は出資総額3億円以下

②卸売業：従業員数100人以下又は資本金又は出資総額1億円以下

③小売業：従業員数50人以下又は資本金又は出資総額5,000万円以下

④サービス業：従業員数100人以下又は資本金又は出資総額5,000万円以下

3. 事業の具体的な内容

※令和3年度予算の状況によっては、補助上限額等が変更される場合があります。

(1) 補助率、補助上限額

① 課題解決プロジェクト

●補助率：1年目 9/10 ●補助上限額：440万円/件

② 企業連携プロジェクト

●補助率：1年目 9/10 ●補助上限額：1,500万円/件

(2) 補助金の交付予定件数(プロジェクト採択予定件数)

①課題解決プロジェクト、②企業連携プロジェクト、合わせて26件程度(令和2年度からの継続採択プロジェクトも含む)。

(3) 公社専門コーディネーター等の配置

補助金の交付決定を受けた事業計画を共に推進するため、公社内に専門コーディネーター等を配置し、プロジェクトに対するコンサルティング、他企業とのマッチング、コーディネートを、進捗管理等を実施します。

(4) 補助対象期間

補助対象期間は、交付決定日(令和3年6月下旬予定)から令和4年2月28日となります。

※本事業の補助対象期間は1事業年度です。

(5) 補助対象外経費

- ① 補助対象期間外に実施した費用
- ② 納品や履行の確認をせずに支払った費用
- ③ 交付決定日以降に公社の確認なく使用した費用
- ④ 一取引の合計金額が税抜10,000円未満の費用(旅費は別途規定)
- ⑤ 設備投資に関わる費用
- ⑥ 他の用途でも使用できる汎用性の高い備品の費用(例:デジタルカメラ、PC、プリンタ等)
- ⑦ 直接収益の原価に当たる費用(例:販売を目的とした原材料の購入、販売商品の仕入等)
- ⑧ タクシー及びレンタカーに関わる費用
- ⑨ 燃料費、駐車場代金(レンタカー、社用車、個人車両)
- ⑩ 補助金の検査等を受けるための費用及び経理事務に要する費用
- ⑪ 補助事業の報告書類の作成及び公社主催の報告会等への出席等に要する費用
- ⑫ 公社コーディネーター等とプロジェクトの事務調整を行うための費用
- ⑬ 補助事業に使用するものと補助事業以外に使用するものが混在する場合で、補助事業に係る部分を明確に区分できないもの
- ⑭ 子会社などの関連会社またはグループ会社、自社調達を行う場合の利益相当分(19頁参照)
- ⑮ 消費税、地方消費税等の租税公課
- ⑯ 切手、はがき、株主優待券の購入等の換金性が高い有価物の購入費用
- ⑰ 航空運賃発券手数料、事務手数料、金利手数料及び振込手数料(国内外)
- ⑱ 資格取得及び申請や登録にかかる費用(資格試験費用)
- ⑲ 知的財産権取得の為の申請費用や手数料
- ⑳ プロジェクト実施との関わりが認められない費用
- ㉑ プロジェクト推進の実質的な主体を委託する費用
- ㉒ 補助期間終了近くに発注または購入したもので、補助期間内での使用及び消費が見込めない費用
- ㉓ 下記「経費区分」の表中の【要件】から外れるもの
- ㉔ 【対象外】に記載の有る認められない費用
- ㉕ その他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(6) 補助対象経費

対象経費は次のページの項目別に申請書に記載してください。

経費の区分	内 容
人件費	<p>【対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人件費（基本給及び、技能給、職能給、職務給） ※ただし、令和4年2月28日までに勤務確認し支払った分まで 2. 社会保険料（ただし、令和3年12月分給与分まで） <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 採択プロジェクトの実施のために「新規雇用*」される従業員であること ※上記「新規雇用*」とは下記(1)～(3)のいずれかに該当すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付決定日以降に新たに採用された従業員 (2) プロジェクトに従事するために非正規雇用から正規雇用に変更された従業員 (3) 前年度本事業で人件費補助を受けており、今年度も継続して本事業に従事する従業員 2. 主たる勤務地が沖縄県内であること（県内で勤務実態を有すること） 3. 採択プロジェクトを実施する企業（申請者、または連携先）に常勤として採用されていること 4. プロジェクトに従事している勤務時間が補助対象 5. 人件費単価は市場相場及び他の社員と比べ不当に高額でないこと。 6. プロジェクトへの従事時間及び作業内容がわかるタイムカード、業務日報等を作成すること。 7. 社会保険料は、金額が明記された書類を作成すること。 8. 最新の就業規則を提出すること。 <p>【対象外】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プロジェクトに参加する企業に現在勤務している方（既存従業員）の人件費 2. 県外での新規雇用者 3. 兼業として雇い入れる方 4. プロジェクトに従事していない時間（休憩時間、他の業務に従事している時間、休暇や欠勤など） 5. 賞与、時間外手当（みなし残業手当）、役員報酬、及び福利厚生に係る諸手当（家族手当、通勤手当、住宅手当等）
謝金	<p>【対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門家招聘に要する謝金（プロジェクトに必要な専門家の指導・助言・勉強会開催等のための講師への対価として支払われる経費） <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 謝金単価は市場価格と比べ不当に高額にならないこと（価格の妥当性を証明すること） 2. 専門家が作成する指導・助言等に対する内容を記載した資料を作成すること。 3. 議事録等を作成し、会議の内容が確認できるようにすること。 4. 必要に応じて謝金等について源泉徴収を行い、所轄税務署への納付は補助事業者において行い、証憑類等を保管すること。 5. 支払い対象の具体的な内容が確認できる下記(1)～(3)の成果物を指定様式（「専門家派遣申請書」、「専門家派遣業務報告書(専門家用)」、「専門家派遣実施報告書(企業用)」）に記載して提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 専門家に依頼した指導・助言・勉強会等の内容 (2) 専門家から受けた指導・助言等から得られた成果について (3) 得られた成果をプロジェクトにおいて、どのように活用するか <p>【対象外】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プロジェクトの進捗管理、公社コーディネーター等のハンズオン支援と同等の業務に係るような専門家の活用。

経費の区分	内 容
	<p>【注意事項】</p> <p>1. 専門家に依頼する指導・助言・勉強会等の内容については、「謝金の必要性」や「プロジェクトに対してどのような効果があるのか」等について事前に公社コーディネーター等に相談してください。</p>
旅費	<p>【対象】</p> <p>1. プロジェクト実施に係る職員旅費（航空運賃、宿泊費、交通費）</p> <p>2. 専門家招聘等に係る旅費（航空運賃、宿泊費、交通費）</p> <p>【要件】</p> <p>1. 合理的かつ経済的な方法により実施すること。</p> <p>2. 目的、活動内容、成果（提案したプロジェクトに出張がどのような成果があったのか等）を具体的に記載した出張報告書を作成すること。</p> <p>3. 出張上限人数</p> <p> (1) 1社だけの出張</p> <p> 1回の旅行で認める人数は2名まで</p> <p> (2) 連携プロジェクトにおいて複数企業が出張する場合</p> <p> 1回の旅行で認める人数は、1社1名ずつの計3名まで（3社まで）</p> <p> (3) 専門家を招聘する場合</p> <p> 1回の旅行で認める人数は、1名まで</p> <p>4. 航空運賃等の上限</p> <p> (1) 航空運賃</p> <p> ① 普通席の往復割引運賃を上限とする。繁忙期等で往復割引運賃が適用されない場合は、普通運賃の額を上限とする。海外渡航については、エコノミークラスを上限とする。</p> <p> ② LCCの場合、航空チケットを発券する際の座席指定料等、JALやANA等のフルサービスキャリアの航空運賃（普通席）と同等とみなせるものであること。</p> <p> (2) 宿泊費</p> <p> 「(7) 国内外のエリア別費用上限額」（11ページ）を参照</p> <p> (3) 公共交通機関の運賃</p> <p> ① 一乗車区間あたり税込1,000円以上であること</p> <p> ② 特別急行列車及び新幹線に係る運賃は、利用区間が片道100km以上であること</p> <p>【対象外】</p> <p>1. 関連会社、取引先、委託先等他社の職員の旅費</p> <p>2. 出張内容に採択プロジェクトに関連のない業務が含まれる場合</p> <p>3. 1回の旅行にかかる航空運賃、宿泊費、公共交通機関の運賃の合計額が、税抜10,000円未満の場合</p> <p>4. 催事出展の為の説明会だけの旅費</p> <p>5. 出展準備の為に発生する旅費</p> <p>6. 会議参加のためだけの旅費</p> <p>7. 出張上限人数の超過分の旅費</p> <p>8. 航空運賃</p> <p> (1) 特別席</p> <p> 国際線及び国内線におけるファーストクラス、ビジネスクラス、プレミアムエコノミーなど</p> <p> (2) 株主優待券や割引チケット等で購入した航空運賃</p>

経費の区分	内 容
	<p>(3) 上限額を超えた加算分（内訳を提示できない場合は基本料金含む全額を対象外）</p> <p>9. 交通費</p> <p>(1) タクシーおよびレンタカーの使用料金</p> <p>(2) 特別急行列車及び新幹線に係る運賃でグリーン車の料金等、運賃に別途加算される料金。 普通席と特別席の差額が算出できない場合は全額対象外。</p> <p>【減額対象】</p> <p>1. クラスJの加算料</p> <p>2. 宿泊料に含まれるオプション料金（昼食、夕食、その他商品券、クーポン等）相当額 ※ただし、当該宿泊プランのスタンダード料金に無料特典が付加されている場合で、かつ、 経済的、合理的な理由が認められる場合の減額は行わない。</p> <p>【注意事項】</p> <p>1. その他この要領に定めのない事項については、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年 条例第49号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける沖縄県職員の例による。</p> <p>2. ホテルパックを利用した場合は、以下の方法により算定するものとする。</p> <p>< 算定式（税込） ></p> <p>航空運賃（往復）＝ ホテルパック料金 －（宿泊料（上限）×日数）</p> <p>ただし、ホテルパック料金が高額で、算出された航空運賃（往復）が、同航路の既存航空運 賃（往復）の上限を超える場合は、航空運賃の上限及び宿泊料の上限の範囲内で補助対象経費 として扱う。</p>
<p>会議費 （ワークショップ 含む）</p>	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議費および会場借料など、会議等開催にかかる経費。 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録（日時、出席者、主な議事内容等）を作成し、提出すること。 <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤強化プロジェクトに関連のない内容が含まれる場合 <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤強化プロジェクトにおける小規模の勉強会、ワークショップを開催する場合は、原則 としてプロジェクト対象企業の既存会議室を使用すること。
<p>新聞図書費</p>	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料購入費 <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資料（図書等）の購入額が20万円（税込）以内であること。 2. 購入した図書、参考文献、資料等は確認できるようにし、5年間保管すること。 <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採択プロジェクトに関連のない内容が含まれる場合
<p>消耗品費</p>	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品購入に係る経費 <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3万円未満（税込）、または使用可能期間が1年以内の物であること 2. 購入目的を明確にすること。 3. 複数購入した場合は、受払簿を作成し、都度受払数量を明確にし、整理保管すること。 <p>【対象外】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産として計上される備品・機械等 2. 汎用性のある機器（パソコン、デジタルカメラ、スキャナー）等

経費の区分	内 容
通信運搬費	<p>【対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> 郵便物の送付や物品の輸送等の経費 海外出張に伴うWi-Fiルーターのレンタルに関する経費 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 積算根拠、使用目的等を事前に明確にすること。 <p>【対象外】</p> <ol style="list-style-type: none"> 通信費（電話料、プロバイダ料等）すべて 切手、はがきの購入等の換金性が高い有価物の購入費用
研究開発費	<p><u>※発注の必要性や妥当性については、公社が事前に確認します。発注する前に必ずご相談ください。</u></p> <p>【対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> 研究開発費用 公設試等の試験費用 試作品製作費 研究開発機器リース費等 その他付随する経費 <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 不当に高額な額でないこと。 2社以上の見積を提出すること。 2社以上の見積取得できない場合、その理由を記載した選定理由書を提出すること 試作品と実際に販売する商品に係る原料等をまとめて購入する場合 <ol style="list-style-type: none"> 補助金対象経費は試作品にかかる経費のみとなることから、試作品と実際に販売する商品の経費を分けて金額を算出すること。 外部委託を行う場合 <ol style="list-style-type: none"> 委託先から委託内容に関する報告書を受領し、公社へ提出すること。 <u>成果物（納品物）に関する権利は、すべて申請者に帰属することが確認出来るようにすること。</u> 税込100万円以上となる場合には、自社ホームページ等で公募を行うこと <p>【対象外】</p> <ol style="list-style-type: none"> プロジェクトの進捗管理、公社コーディネーター等のハンズオン支援と同等の業務に係る専門家の活用 研究開発に係る既存従業員の人件費 補助対象期間以外のリース料金等
調査費	<p><u>※発注の必要性や妥当性については、公社が事前に確認します。発注する前に必ずご相談ください。</u></p> <p>【対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> マーケティング、市場調査に要する費用 セミナー参加・受講費 その他必要と認められる調査費 <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 外部委託を行う場合 <ol style="list-style-type: none"> 委託先から委託内容に関する報告書を受領し、公社へ提出すること 税込100万円以上となる場合には、自社ホームページ等で公募を行うこと

経費の区分	内 容
広告宣伝費	<p>※<u>発注の必要性や妥当性については、公社が事前に確認します。発注する前に必ずご相談ください。</u></p> <p>【対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 見本市・展示商談会等にかかる出展料、装飾費及びこれに付随する経費 2. メディア活用による広告宣伝費（新聞・雑誌等記事掲載） 3. 販売プロモーションに要する経費 4. ホームページ作成にかかる費用 <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広告内容が確認できるものを保管すること。 2. 広告の考え方(対象者、広告媒体を選んだ理由等)、広告の効果等を記載した資料等を作成し、発注前に公社へ資料の提出と内容説明を実施すること。 3. 外部委託を行う場合 委託先から委託内容に関する報告書を受領し、公社へ提出すること 4. 税込100万円以上となる場合には、自社ホームページ等で公募を行うこと
印刷製本費	<p>【対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. チラシやパンフレット等の製作費（企画、デザイン等含む） 2. 印刷製本費 <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. チラシやパンフレット等の製作 <ol style="list-style-type: none"> (1) プロジェクト実施のために必要と認められる部数とすること。 (2) 受払簿を作成し、受払の都度受払数量を明確にし、整理保管すること (補助期間内に使用（配布）したもののみが補助対象) <p>【対象外】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助期間内に使用（配布）できなかった部数分の費用
その他経費	<p>※<u>発注の必要性や妥当性については、公社が事前に確認します。発注する前に必ずご相談ください。</u></p> <p>前記に示した経費以外に、当プロジェクトにおいて、特に必要と考えられる経費。</p> <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公社がプロジェクトを推進するために本当に必要な経費と判断したもの 2. 税込100万円以上となる場合には、自社ホームページ等で公募を行うこと <p>【対象外】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公社の確認なく発注したもの（事後報告）

(注) 企業連携プロジェクトについて

代表企業が要した補助対象経費に限らず、同プロジェクトの連携企業が支出した対象経費についても補助対象とすることができます。

(注) 本事業における利益等排除について

「7. 本事業における利益排除について」を参照。

(7) 国内外のエリア別費用上限額

①国内宿泊費上限額

単位：円

地方区分	都道府県	地域	宿泊費上限額 (1夜あたり)
甲地方	埼玉県	さいたま市	10,900
	千葉県	千葉市	
	東京都	特別区 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市 小金井市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市	
	神奈川県	横浜市 川崎市 横須賀市 鎌倉市 三浦郡葉山町	
	愛知県	名古屋市	
	京都府	京都市	
	大阪府	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 和泉市 箕面市 高石市 東大阪市	
	兵庫県	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市	
	福岡県	福岡市 北九州市	
乙地方	甲地方以外の地域		9,800

注) 上記の宿泊費は税込金額となります。

②海外宿泊費上限額

単位：円

目的地	宿泊費上限額 (1夜あたり)
指定都市	19,300
甲地方	16,100
乙地方	12,900
丙地方	11,600

指定都市・・・シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン

甲地方・・・北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で、財務省令で定める地域

乙地方・・・アジア地域(本邦を除く)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で、財務省令で定める地域

丙地方・・・指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く)

4. 応募方法・提出資料

(1) 提出資料

課題解決プロジェクト、企業連携プロジェクトを申請する場合は、以下の申請書類、添付資料等を提出して頂きます。（手書きは不可ですが、ページ番号のみ手書きも可とします。）

なお、企業連携プロジェクトについては、連携体の構成員についても、会社の登記簿謄本等の添付書類等を提出する必要があります。

	申請書類一式 正本1部（片面印刷）	副本11部 （両面印刷）
確認書類	提出	不要
申請書類	提出	提出
添付資料	提出	不要
その他	任意	任意

【確認書類】 ※連携プロジェクトの場合は申請企業のみ提出

＜法人の場合＞

- ① 申請書類チェックシート（法人用）

＜個人事業主の場合＞

- ① 申請書類チェックシート（個人用）

【申請書類（法人・個人事業主共通）】

- ② プロジェクト概要書
③ 申請書（第1号様式）
④ 企業概要書（別紙1）
⑤ 事業計画書（別紙2）
⑥ 補助事業対象経費（別紙3）
⑦ 収支計画書（別紙4）

③から⑦までの申請書類は、通しページ番号を中央下に記入してください。

【添付資料】

＜法人の場合＞ ※連携プロジェクトの場合も全社提出が必要な書類(⑧～⑪)

- ⑧ 会社の登記簿謄本（原本）（履歴事項全部証明書）
※発行日が令和3年4月1日以降のものに限る。
- ⑨ 会社の定款（写し）
- ⑩ 納税証明書（原本）
※発行日が令和3年4月1日以降のものに限る。
※2020年度に未納の税額がないことを確認するため以下の書類を提出してください。
- ア 直近の法人税（証明書の種類：「その3の3」） → 国税
イ 法人事業税・法人県民税 → 県税
ウ 法人市町村民税の納税証明書 → 市町村税
- ⑪ 直近3カ年の決算書（損益計算書、貸借対照表）
- ⑫ 補助対象経費積算根拠資料（見積書等）

※見積書を取得できない場合は、その金額の妥当性が把握できる資料を添付し

てください。

- ⑬ 令和3年度企業連携体協定書（企業連携プロジェクトを申請する場合）
- ⑭ 申請書類のデータを格納した電子媒体（CD-R、DVD-Rなど）：1つ。
（※申請に係る書類及び電子媒体は返却いたしません。電子媒体をUSBメモリー等で提出した場合も、返却しませんのでご注意ください。pdfファイルは原則不可とします。またWindowsパソコンで文字化け等がなく、使用可能であるかを確認したうえで提出してください。）

＜個人事業主の場合＞ ※連携プロジェクトの場合も全社提出が必要な書類(⑧～⑩)

- ⑧ 開業届（写し）
- ⑨ 納税証明書（原本）
※発行日が令和3年4月1日以降のものに限る。
※2020年度に未納の税額がないことを確認するため以下の書類を提出してください。
 - ア 直近の所得税及び復興特別所得税（証明書の種類：「その3の2」）→国税
 - イ 個人事業税 → 県税
 - ウ 市町村県民税の納税証明書 → 市町村税
- ⑩ 直近3カ年の確定申告書
- ⑪ 補助対象経費積算根拠資料（見積書等）
※見積書を取得できない場合は、その金額の妥当性が把握できる資料を添付してください。
- ⑫ 令和3年度企業連携体協定書（企業連携プロジェクトを申請する場合）
- ⑬ 申請書類のデータを格納した電子媒体（CD-R、DVD-Rなど。）：1つ。
（※申請に係る書類及び電子媒体は返却いたしません。電子媒体をUSBメモリー等で提出した場合も、返却しませんのでご注意ください。pdfファイルは原則不可とします。またWindowsパソコンで文字化け等がなく、使用可能であるかを確認したうえで提出してください。）

【その他】

申請補足資料（任意様式、会社案内、製品等のパンフレット）があれば添付してください。

*参考：取得機関

所 管	法人の場合	個人事業主の場合
税務署（国税）	法人税	所得税及び復興特別所得税
県税事務所（県税）	法人事業税、法人県民税	個人事業税
市町村税事務所（市町村税）	法人市町村民税	市町村県民税

※電子媒体に格納する①～⑦の書類はExcelブック1ファイルになりますが、そのファイル名は必ず以下のとおり企業名をつけてください。（ファイル拡張子は省略しています。）

※次の例を参考にしてください。

・課題解決プロジェクトの場合→ファイル名⇒「申請書（申請企業名）」

・企業連携プロジェクトの場合→ファイル名⇒「申請書（代表企業名）」

例：

「株式会社産業振興公社」の場合→ファイル名⇒ 申請書（産業振興公社）

※正本・副本ともに左側に縦2穴で穴を開け、部単位でダブルクリップ止めしてください（ゼムクリップ不可、ホチキス止め不要、ファイルつづり不要）。



※申請書類、添付資料は全てA4サイズとし、A4サイズでない場合は、コピー・貼付けする等A4サイズ統一での提出をお願いします。

※正式な申請書類は、沖縄県産業振興公社HPまたは本事業HPからダウンロードできます。

<http://okinawa-ric.jp/>

<http://www.kadai-kaiketsu.okinawa/>

(2) 事前相談期間

令和3年3月22日(月)～令和3年4月2日(金)

受付時間 9:00～17:15 ※月曜～金曜（祝祭日を除く）、昼休憩 12:00～13:00 を除く

(3) 事前相談について

事前相談は、本事業担当の公社専門コーディネーター等が申請企業の経営課題に対する的確性や有効性、経済波及効果など、プロジェクト内容（課題が明確か、経済波及性があるか等）の相談に応じます。

また、既に作成された申請書をもとに、経営課題、プロジェクトの内容、スケジュール、必要経費の整合性等について、プロジェクトの効果をより高められるようアドバイスを実施します。

なお、相談回数はプロジェクト1件あたり最大2回までとさせていただきます。

※事前相談（電話相談を含む）は、大変込み合うことが予想されます。必ず、電話にて公社担当までご連絡の上、面談予約をお取りください（メールでの予約は不可）。予約がない場合は、電話による事前相談であっても対応いたしかねますので、予めご了承ください。

(4) 申請受付期間

令和3年4月5日(月)～令和3年4月16日(金)

受付時間 9:00～17:15 (昼休憩 12:00～13:00 を除く)

※最終日は、混雑が予想されますので、時間に余裕をもって提出してください。

(注1) 書類に不備等がある場合は、審査の対象となりません。申請書類を必ず確認してから提出してください。

(注2) 郵送の場合でも、申請受付期間の締切までに到着したものに限りです。

(注3) 期限を過ぎてからの提出、差替えは受けませんので、期限に余裕を持って提出してください。

(注4) F A X及びメールによる提出は受け付けません。

(注5) なお、提出された書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(5) 申請に関する注意

- ① 当該事業に申請したプロジェクト内容で国、公共団体、またはそれらに準ずる公的補助制度による補助（委託事業を含む）を受けている場合、本補助金の審査の対象から除外され、採択や決定は取り消されます。
- ② 交付が決定されても、補助金交付額は、プロジェクト終了後の確定検査の結果により、申請額と異なる場合があります。
- ③ 補助金が申請者に支払われるのは、中間検査後と確定検査後になります。（事前の支払いはありません。）
- ④ 補助金が交付決定された場合は、申請者の企業名、プロジェクトの内容などを一般（新聞、ホームページ等）に公表することがあります。
- ⑤ 当事業の成果を事業終了後、成果報告会で公表することを予定しております。
- ⑥ 事業終了後の動向や波及効果等について、フォローアップ評価（追跡調査）を行うことがあります。
- ⑦ 当該プロジェクトによる直接的収益が生じたと認められるときには、当該申請事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させる場合があります。
- ⑧ 当該プロジェクトにより取得した産業財産権は県に届け出る必要があります。
- ⑨ 補助金に係る経理について、証憑類を整理し、かつこれらの書類を事業期間の終了年度の翌年度以降5年間保存する必要があります。

(6) 提出及び問い合わせ先

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業事務局
公益財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援部 事業支援課
担当：吉岡、廣瀬、小濱、平
〒901-0152 沖縄県那覇市小祿1831番地1
TEL：098-859-6236 FAX：098-859-6233
E-mail：kadai@okinawa-ric.or.jp

5. 審査及び補助金の交付決定

(1) 審査の流れ

- ① 一次審査（要件審査、書類審査）
対象要件、プロジェクトの申請内容に関する審査を行います。
- ② 二次審査（外部有識者による審査会）
外部有識者による審査会にて申請プロジェクトの審査を行います。
必要に応じて申請者のプレゼンによるプロジェクトの評価を行います。

なお、上記審査は非公開で行いますので、審査結果や、審査の経過等に関する問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承の上、申請してください。

(2) 審査基準

主に以下の項目を重点的に評価し、総合的な審査を行います。

- ① 課題の的確性
- ② プロジェクトの有効性
- ③ プロジェクトの実現性
- ④ プロジェクトの計画性（一貫性、費用対効果、補助金の積算の妥当性等）
- ⑤ プロジェクトの市場性や成長性
- ⑥ プロジェクトの推進能力および体制
- ⑦ 県内の地域・産業・経済に対する波及効果
- ⑧ <企業連携プロジェクトの場合> 連携体制の意義、機能性(役割、体制)など

(3) 審査結果の通知と本申請

審査結果（採択の可否）については、上記の審査の流れを経て、公社から申請者に通知します。

プロジェクトの内定通知を受けた申請者は、県から補助金の交付決定を受けるために、改めて県へ補助金交付申請書（本申請）を提出しなければなりません。申請書を提出した後、県の最終手続を経た上で、県は正式に補助金の交付決定を書面により通知いたします。

(4) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給が判明した場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰金の適用などを行うことがあります。

6. 納税証明書の取得機関

(別紙1)

【税務署（国税）】※納税証明書は申告・納税を行っている税務署にて取得できます。他の税務署では取得できません。

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号
石垣	907-8502	石垣市字登野城 8 番地	0980-82-3074
沖縄	904-2193	沖縄市東 2 丁目 1 番 1 号	098-938-0031
北那覇	901-2550	浦添市宮城 5 丁目 6 番 12 号	098-877-1324
名護	905-8668	名護市東江 4 丁目 10 番 1 号	0980-52-2920
那覇	900-8543	那覇市旭町 9 番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3101
宮古島	906-8601	宮古島市平良字東仲宗根 807 番地の 7	0980-72-4874

【県税事務所（県税）】※納税証明書は申告・納税を行っている県税事務所にて取得できます。
他の県税事務所では取得できません。

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
那覇県税事務所	900-0029	那覇市旭町 116-37(沖縄県南部合同庁舎 2・3F)	098-867-1066
コザ県税事務所	904-2155	沖縄市美原一丁目 6 番 34 号(沖縄県中部合同庁舎 1 階)	098-894-6500
名護県税事務所	905-0015	名護市大南一丁目 13 番 11 号(沖縄県北部合同庁舎 1 階)	0980-52-2824
宮古事務所県税課	906-0012	宮古島市平良字西里 1125(沖縄県宮古合同庁舎 1 階)	0980-72-2553
八重山事務所県税課	907-0002	石垣市字真栄里 438-1(沖縄県八重山合同庁舎 1 階)	0980-82-3045

【市役所・町村役場（市町村税）】※納税証明書は申告・納税を行っている市町村にて取得できます。
他の市町村では取得できません。

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
那覇市	900-8585	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号	098-862-9903
宜野湾市	901-2710	宜野湾市字野嵩 1 丁目 1 番 1 号	098-893-4411
石垣市	907-8501	石垣市美崎町 14 番地	0980-82-9911
浦添市	901-2501	浦添市字安波茶 1 丁目 1 番 1 号	098-876-1234
名護市	905-8540	名護市港一丁目 1 番 1 号	0980-53-1212
糸満市	901-0392	糸満市潮崎町 1 丁目 1 番	098-840-8111
沖縄市	904-8501	沖縄市仲宗根町 26 番地 1	098-939-1212
豊見城市	901-0292	豊見城市宜保一丁目 1 番地 1	098-850-0024
うるま市	904-2292	うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号	098-974-3111

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
宮古島市	906-8501	宮古島市平良字西里186番地	0980-72-3751
南城市	901-1495	南城市佐敷字新里1870番地	098-917-5309
国頭村	905-1495	国頭村字辺土名121番地	0980-41-2101
大宜味村	905-1392	大宜味村字大兼久157番地	0980-44-3001
東 村	905-1292	東村字平良804番地	0980-43-2201
今帰仁村	905-0492	今帰仁村字仲宗根219番地	0980-56-2101
本部町	905-0292	本部町字東5番地	0980-47-2101
恩納村	904-0492	恩納村字恩納2451番地	098-966-1200
宜野座村	904-1392	宜野座村字宜野座296番地 6	098-968-5111
金武町	904-1292	金武町字金武1番地	098-968-2111
伊江村	905-0592	伊江村字東江前38番地	0980-49-2001
読谷村	904-0392	読谷村字座喜味2901番地	098-982-9200
嘉手納町	904-0293	嘉手納町字嘉手納588番地	098-956-1111
北谷町	904-0192	北谷町字桑江226番地	098-936-1234
北中城村	901-2392	北中城村字喜舎場426番地2	098-935-2233
中城村	901-2493	中城村字当間176番地	098-895-2131
西原町	903-0220	西原町字与那城140番地の1	098-945-5011
与那原町	901-1392	与那原町字上与那原16番地	098-945-2201
南風原町	901-1195	南風原町字兼城686番地	098-889-4415
渡嘉敷村	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地	098-987-2321
座間味村	901-3496	座間味村字座間味109番地	098-987-2311
粟国村	901-3792	粟国村字東367番地	098-988-2016
渡名喜村	901-3692	渡名喜村1917番地3	098-989-2002
南大東村	901-3895	南大東村字南144番地1	09802-2-2001
北大東村	901-3992	北大東村字中野218番地	09802-3-4001
伊平屋村	905-0793	伊平屋村字我喜屋251番地	0980-46-2001
伊是名村	905-0695	伊是名村字仲田1203番地	0980-45-2001
久米島町	901-3193	久米島町字比嘉2870番地	098-985-7121
八重瀬町	901-0492	八重瀬町字東風平1188番地	098-998-2200
多良間村	906-0692	多良間村字仲筋99番地2	0980-79-2011
竹富町	907-8503	石垣市美崎町11番地1	0980-82-6191
与那国町	907-1801	与那国町字与那国129番地	0980-87-2241

7. 本事業における利益等排除について

本補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達または関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）～（４）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条（大蔵省令第59号）で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）
- （４）企業連携において、過年度の連携体に属している会社

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

※企業連携プロジェクトの記載例

申請書類チェックシート(法人用)

※提出書類について記入漏れがないか、全ての□をチェックのうえ提出して下さい。

企業連携プロジェクト推進事業 補助上限 1,500万円 補助率9/10

申請企業：株式会社沖縄県産業振興

プロジェクト名： 海外観光客向け新商品の販路開拓プロジェクト	書類の 綴り順	ページ 番号	電子媒体 への格納
<input checked="" type="checkbox"/> 申請書類チェックシート（本用紙）	1		
<input checked="" type="checkbox"/> 申請書類のデータを格納した電子媒体（CD-R、DVD-R、USBメモリー等）		—	—
●申請書類（法人・個人事業主共通資料）〔提出部数：正本1部（片面印刷）・副本11部（両面印刷）〕			
<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト概要書	2		<input checked="" type="checkbox"/> (本Excel)
<input checked="" type="checkbox"/> 申請書 第1号様式（審査会用）	3	<input checked="" type="checkbox"/> 必要	<input checked="" type="checkbox"/> (本Excel)
<input checked="" type="checkbox"/> 企業概要書（別紙1-1～1-4）※連携プロジェクトの場合、申請企業・連携企業全社分	4	<input checked="" type="checkbox"/> 必要	<input checked="" type="checkbox"/> (本Excel)
<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書（別紙2-1～2-3）	5	<input checked="" type="checkbox"/> 必要	<input checked="" type="checkbox"/> (本Excel)
<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業対象経費（別紙3）	6	<input checked="" type="checkbox"/> 必要	<input checked="" type="checkbox"/> (本Excel)
<input checked="" type="checkbox"/> 収支計画書（別紙4）	7	<input checked="" type="checkbox"/> 必要	<input checked="" type="checkbox"/> (本Excel)
●添付資料〔提出部数:正本1部〕※連携プロジェクト申請企業、連携企業全社分			
<input checked="" type="checkbox"/> 会社の登記簿謄本（原本：履歴事項全部証明書）	8		
<input checked="" type="checkbox"/> 会社の定款（写し）	9		
<input checked="" type="checkbox"/> 納税証明書（原本）			
ア 直近の法人税「その3の3」	10		
イ 法人事業税・法人県民税	11		
ウ 法人市町村民税の納税証明書	12		
<input checked="" type="checkbox"/> 直近3カ年の決算書（損益計算書、貸借対照表）	13		
<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象経費積算根拠資料（見積書等）	14		
●任意添付資料〔提出部数:正本1部・副本11部〕			
<input checked="" type="checkbox"/> その他補足説明資料（プロジェクト計画詳細資料、会社案内、製品等のパンフレット）	15		
<input checked="" type="checkbox"/> 企業連携体協定書	16		
●その他確認事項			
<input checked="" type="checkbox"/> 申請書は、全てA4サイズか？			
<input checked="" type="checkbox"/> 中央下に通しページ番号を表記しているか？			
<input checked="" type="checkbox"/> 正本・副本を1部ずつダブルクリップ止めしているか？			
<input checked="" type="checkbox"/> 全ての書類に左2穴パンチを行っているか？			
<input checked="" type="checkbox"/> ステープル(ホチキス)を使用していないか？（登記簿注意）			
<input checked="" type="checkbox"/> 提出電子媒体に社名を記入しているか？			
※ 添付資料については、申請企業、連携企業全社分必要となります。			
※ 提出いただいた申請書類、電子媒体は返却いたしませんので、ご了承下さい。			
※ A4サイズでない場合は、コピーする等A4サイズ統一での提出をお願いします。			
事務局記入欄（※記入しないでください）		特記事項	

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業 プロジェクト概要書				区分	企業連携	申請年(補助率)	新規9/10
申請企業名	株式会社沖縄県産業振興				事業費	17,874千円	
プロジェクト名	海外観光客向け新商品の販路開拓プロジェクト				内補助金申請額	15,000千円	
連携企業	有限会社新菓子流通						
過去3か年の財務状況(申請企業)				事業費及び内訳			
	平成30年12月期	平成31年12月期	令和2年12月期	科目名	総事業費	補助対象額	
売上高	60,796	66,876	68,980	広告宣伝費	6,880	6,192	
営業利益	5,549	5,882	5,882	人件費	4,794	4,314	
経常利益	5,237	5,551	5,551	研究開発費	3,170	2,853	
自己資本	9,884	10,378	1,899	その他科目計	3,030	1,641	
従業員数	20人	19人	20人	合計	17,874	15,000	

■ プロジェクト概要

概要
 昨年度開発した新商品、チョコレート、タルト菓子、クッキーの3アイテムの販売強化活動に取り組む。これらの菓子は沖縄観光の土産品として開発したものであるが、スイーツのような高品質菓子で、従来品とは異なる商品コンセプトとなっている。そのため、魅力の伝え方が重要であり、ターゲットへの丁寧な説明を伴う商談に取り組んで行く。

現 状	No.	課 題	根 拠
昨年新商品を市場投入	1	利益率の低下	売上は伸びているが営業利益率が低下(8.795%→8.527%)
	2	昨年投入した新商品が未だ市場定着していない	前年度販売計画達成率94%
	3	商品品質の良さをアピールできていない	n年度実施Webアンケート結果より
販売事業者(卸)が1社のみ	4	県内販売箇所がまだ少ない	卸1社の取引先(37店舗)のみ取り扱い中
	5	販売事業者の拡充	向上

※以下の現状値・目標値は企業会計年度ではなく、4月～3月の1年間の値を記入してください。金額は会社全体数値ではなく、プロジェクトから発生するもののみ記入して下さい。

申請年度の取組み	計画No.	計画項目	計画概要	課題No.	共通成果項目	成果指標	現状値	目標値	率
						売上金額(千円)	4,900	21,600	440.8%
					営業利益(千円)	1,178	12,960	1100.3%	
					変動費額(千円)	2,159	7,077	327.8%	
					固定費額(千円)	1,563	1,563	100.0%	
					正規従業員雇用数	15	18	120.0%	
① 商品認知度向上のためのプロモーション			県内展示会に出展し、卸へのアプローチを行う	1～5	プロジェクトの成果項目	主催イベント実施回数	0	3回	
						名刺獲得枚数(展示会)	0	80枚	
						訪問営業件数	0	60社	
						展示会出展回数	0	1回	
						ブランドブック配布	0	500冊	
② 県内食品卸、土産物取扱店の販路開拓			ホームページの拡充	1～5	プロジェクトの成果項目	チラシ配布	0	600枚	
						ブランドブック制作	0	1サイト	
						SNS広告の実施	0	10000回/月	
						顧客獲得数	0	10社	

次年度以降の取組み(任意)	<ul style="list-style-type: none"> 大量生産を見込んだ生産ライン構築 物流ルートの見直しによるコスト削減と作業生産性向上の取組み 県外向け新商品開発の実施 	ブロジェクト効果	<連携体への効果> 商品販売、流通による売上総利益の抜本的改善 <地域経済への効果> 生産量の増加より新規雇用が見込まれるため、求職者への就業機会の提供を行える。また、付帯する観光客の増加によるビジネスチャンスの創出が見込まれる。
---------------	---	----------	--

経営プロジェクト目標
 株式会社沖縄県産業振興では沖縄県の菓子業界のリーディングカンパニーとなることを目標としている。平成からの沖縄の菓子は観光を意識し、県産素材や南国イメージが先行して国内観光の沖縄ブームに傾向していたが、インバウンド客の増加により、沖縄ブームからJapanのリゾート感が強くなっていく。当社はリゾートを堪能する本物志向の消費者に対して本物志向の菓子・スイーツを提供していく。必然的に味へのこだわりが重要となるため、他社土産とは一線を画す取り組みとなる。本物志向＝高級志向とは必ずしもならないので、多くの方に楽しんでいただける価格帯の商品を追求していく方針である。本プロジェクトでは有限会社新菓子流通を販売総代理店として「製販一元化」の協業することで沖縄の新しいヒット商品を作り上げていく。

■ プロジェクトの対象項目と取組み範囲等
 (いつ、どこで、誰に、何を、どのように、を意識して記入して下さい。)

No.	対象項目	取組み範囲や理由、狙いなど
①	対象顧客	県内食品卸、土産物取扱店を対象として販路開拓を行う。これは当社商品の最終消費者は観光客が中心のため、観光客が土産や沖縄土産を購入する店舗への流通網を持っている企業を獲得することが売上増加に効果的なためである。
②	対象商品	昨年度本事業で開発した「チョコレート」、「タルト菓子」、「クッキー」を対象とする。昨年度販売の販売実績では目標売上には到達しなかったものの、販売数は緩やかに伸びている。消費者アンケートからも高評価を得ているので的確な売り方をすれば今後さらに売れる見込みが高いと評価している。
③	対象地域	沖縄県内を対象地域とする。商品特性、最終消費者の特性から鑑みて、県内での販売が効果的であるため県内に対象顧客を定める。しかし、県外であっても沖縄アンテナショップ等の観光要素の強い販売店も一部例外として対象と考える。
④	競合他社との差別化	他社の同一ジャンルの観光土産は、南国色、県産果実の使用等のイメージを重視し、所謂、安価なバラキ型土産が多い。反面当社商品は「土産用菓子」ではなく「おみやげスイーツ」として味、品質にこだわっている。そのため「大切な人へのお土産」を前面に出すことで他社との違いを明確にしていく。
⑤	商品価格	狙いは、「高級感があり美味しいのにリーズナブルな価格」を思っていた価格設定。昨年度実施したアンケートからパッケージデザインも変更したこともあり、従来小売価格より「チョコレート」→10%up、「タルト菓子」→25%up、「クッキー」→据置価格の設定を行う。
⑥	プロモーション(展示会)	県内で開催される食品展示会に出展する。他社も多く出展する展示会に出展することで、当社商品の新しさ、おいしさ、収益力をPRし、対象顧客へのインパクトのある意識付けを狙う。
⑦	プロモーション(主催イベント)	展示会からの誘導を意識しており、興味を持って下さった方の刈り取り(契約)を目的とした商談イベントである。対象顧客及びその先の店舗経営者の方を対象とし、著名人の講演会+試食会+商談会として実施する。
⑧	知財戦略	商品ロゴ、商品名の商標を取得し、ブランド価値の保護や拡散、そしてブランド棄損へのリスクマネジメントを実施する。

プロジェクト名	海外観光客向け新商品の販路開拓プロジェクト		事業費	17,874千円
申請企業	株式会社沖縄県産業振興	連携企業	有限会社新菓子流通	うち補助金申請額 15,000千円

■現状と課題

・観光土産品としての商品ラインナップが不足しているという現状から、インバウンド需要獲得の目的のため、昨年度新商品4品目の開発から販売までを行い、売上4,900千円、営業利益1,178千円の成果を得た。
しかし、ECサイト構築の遅れにより、販売目標は未達であった。
・現在、商品を市場に投入したばかりの状況で、新商品のPRが不足している。
・県内取扱を増やすため、県内卸売業者への営業や新商品の販路が不足している。
・食材高騰や労務コスト上昇のため、営業利益率が低下している。

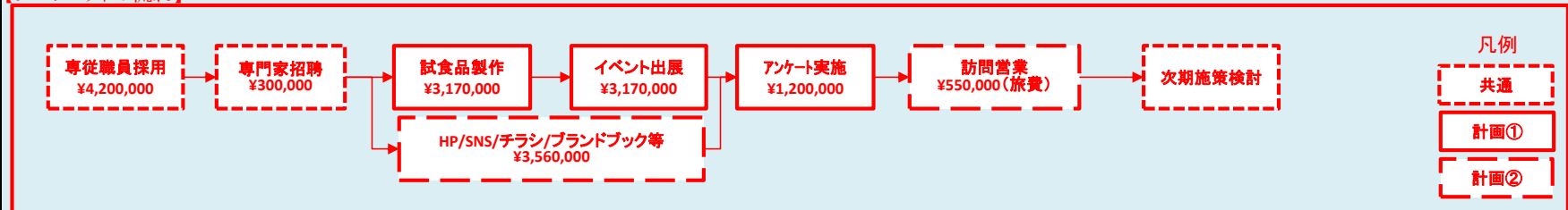
■事業の目的

・販売目標達成のため、商品の魅力を的確に伝え、ターゲットへの丁寧な説明を伴う商談に取り組む。
・新商品のPRのため、販売代理店を増やすことで取り扱い小売店の拡充を狙う。
・新商品の販路拡大のため、最終的には新商品を媒介とした参画企業のサプライチェーン化を目指す。
・営業利益率向上のため、重複無駄を排除し、高収益な商流、物流モデルを構築する。

■事業内容(今年度の実施内容)

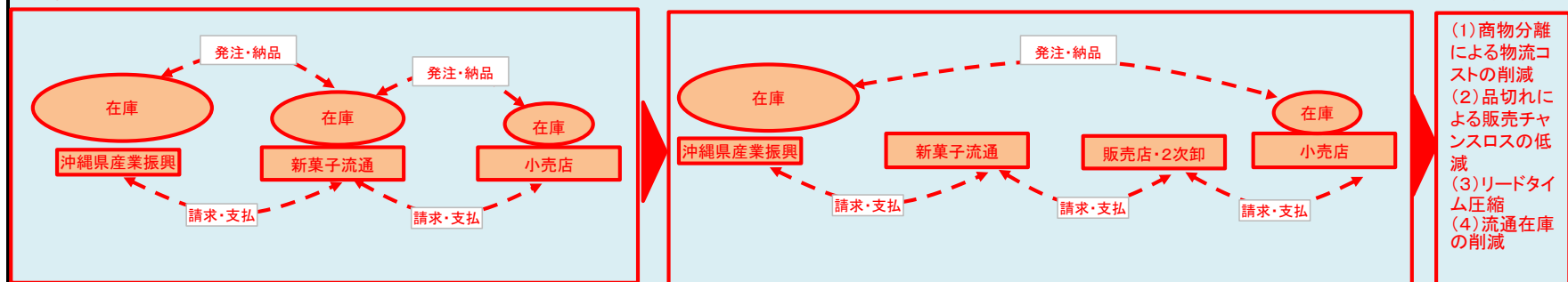
【計画①】 商品認知度向上のためのプロモーション (→昨年の反省からプロモーションの強化を図り、商品認知度の向上、消費者への購入の意識付けを狙う) (広告宣伝費)
【計画②】 県内食品卸、土産物取扱店の販路開拓 (→取扱店増強を目的として展示会出展、訪問営業を実施する。) (広告宣伝費、旅費)

【プロジェクトの流れ】



【連携体構成企業の役割と連携の狙い】

本年度事業では沖縄県産業振興、新菓子流通の会社の壁を取り払い共同で各取り組みを実施する。プロジェクト完遂後は製販連携によるサプライチェーンの構築を意図している。
<現状> <実施後> <成果>



主たる成果指標	顧客獲得数	実施前	0社	実施後 (1年目実績)	1社	実施後 (2年目目標値)	10社	実施後 (3年目目標値)	20社
---------	-------	-----	----	----------------	----	-----------------	-----	-----------------	-----

第1号様式

令和3年4月●●日

公益財団法人沖縄県産業振興公社
理事長 殿

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業企業連携体

【申請者】 〒901-0152

住所：沖縄県那覇市字小禄1831番地1
沖縄産業支援センター401号

会社名：株式会社沖縄県産業振興

代表者名：代表取締役 沖縄 太郎

電話番号：098(859)6255



令和3年度 中小企業基盤強化プロジェクト推進事業 申請書(審査用)

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業について、下記のとおり関係書類を添えて提案致します。

－ 記 －

(申請事業)

企業連携プロジェクト推進事業(補助上限額1,500万円)

- 新規(1年目) 補助率 9/10
- 継続(2年目) 補助率 8/10
- 継続(3年目) 補助率 7/10

プロジェクト名

海外観光客向け新商品の販路開拓プロジェクト

補助金申請額

¥15,000,000

連携企業名

有限会社新菓子流通

(確認書類)

①申請書類チェックシート

(申請書類)

②プロジェクト概要書

③申請書 第1号様式

④企業概要書(別紙1)

⑤事業計画書(別紙2)

⑥補助事業対象経費(別紙3)

⑦収支計画書(別紙4)

(添付書類)

⑧会社の登記簿謄本(開業届)

⑨会社の定款(写し)

⑩法人税、法人事業税、法人住民税

(国税・県税・市町村税)の納税証明書

⑪直近1ヶ年の決算書(申告書B)

(損益計算書、貸借対照表)

⑫補助対象経費積算根拠資料

⑬令和3年度企業連携体協定書

(その他書類)

⑭申請書類のデータを格納した電子媒体

会社案内等のパンフレット

当事業やプロジェクトに必要な資料 等

企業概要書(申請企業)

企業名	株式会社沖縄県産業振興												
代表者	役職	代表取締役	ふりがな	おきなわ たろう									
			氏名	沖縄 太郎									
本社所在地	〒	9	0	1	-	0	1	5	2	電話番号	098(859)6255		
	沖縄県那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター401号												
業種	食品製造業												
事業内容	沖縄食材を使用した菓子、スイーツの製造・販売												
資本金	10,000			(千円)	従業員数	20			人(内非正規:	10)			
設立年月	西暦	2000		年	1	月	決算月	12					月
株主構成	株主名	関係	比率	売上構成	製品・サービス名				比率				
	沖縄太郎	代表取締役	60.0 %		菓子				100.0 %				
	沖縄次郎	取締役	30.0 %						%				
	琉球花子	代表者の妻	10.0 %						%				
	その他		%						%				
合計			100.0 %	合計			100.0 %						
主要販売先	会社名	製品・サービス名	比率	会社名	製品・サービス名	比率							
	A社	菓子	40.0 %	E社	食材	60.0 %							
	B社	"	15.0 %	F社	調味料	10.0 %							
	C社	"	15.0 %	G社	包材	15.0 %							
	D社	"	15.0 %			%							
	その他		15.0 %	その他		15.0 %							
合計			100.0 %	合計			100.0 %						
(1) 企業等の沿革(創業の経緯、資本金・事業の推移)													
<p>2000年 1月 資本金1,000万円で那覇市にて創業</p> <p>2003年 4月 HACCP認証</p> <p>2010年 1月 大阪支店開設</p>													
(2) 自社の主力商品・サービスの内容													
<p>菓子類</p> <p>「琉球固焼せんべい」</p> <p>「琉球紅イモせんべい」</p> <p>スイーツ類</p> <p>「小禄紅イモアイス」</p> <p>「小禄紅イモパフェ」</p>													
(3) 経営状況と見通し													
<p>創業融資を2000年3月に受け、2007年に返済完了してからは無借金経営を行っている。「琉球固焼せんべい」が創業時より毎年3~10%の売上増を続け当社の主力商品となっているもの、2013年より横ばいの状態。</p> <p>現在は確実に経常利益を生み出せてはいるが、今後に不安がある。</p> <p>利益が出ている今のうちに次のヒット商品を開発し、創業時のような右肩上がりの経営にシフトして行きたい。</p>													

企業概要書(連携企業)

企業名	有限会社新菓子流通					
代表者	役職	代表取締役	ふりがな	りゅうきゅう たろう		
			氏名	琉球 太郎		
本社所在地	〒 0 0 0 - 0 0 0 0			電話番号	098(000)0000	
	沖縄県那覇市字小祿町1丁目1番地1号					
業種	卸売業					
事業内容	冷蔵、冷凍、常温の3温度帯の保管倉庫を保有。県産食品を主に県外に出荷している。					
資本金	50,000 (千円)		従業員数	33 人(内非正規: 0)		
設立年月	西暦 1990 年 4 月		決算月	3 月		
株主構成	株主名	関係	比率	製品・サービス名	比率	
	琉球太郎	代表取締役	70.0 %	食品販売	70.0 %	
	琉球一郎	会長	30.0 %	保管・輸配送	30.0 %	
			%		%	
	その他		%	その他	%	
	合計		100.0 %	合計	100.0 %	
主要販売先	会社名	製品・サービス名	比率	会社名	製品・サービス名	比率
	X社	菓子販売	50.0 %	AA社	食品仕入	60.0 %
	Y社	保管	30.0 %	BB社	食品仕入	10.0 %
			%	CC社	梱包材	10.0 %
	その他	一般貨物輸送	20.0 %	DD社	食品仕入	5.0 %
	合計		100.0 %	合計	100.0 %	
(1) 企業等の沿革(創業の経緯、資本金・事業の推移)						
<p>1990年 4月 那覇市に資本金30,000千円で創業</p> <p>2000年 4月 琉球太郎が代表取締役就任 資本金50,000千円に増資</p> <p>2001年 4月 沖縄県糸満市に冷蔵倉庫建立</p> <p>2003年 4月 " 冷凍倉庫建立</p>						
(2) 自社の主力商品・サービスの内容						
<p>冷蔵、冷凍、常温の3倉庫を保有し、県内卸売業の中では最も保管設備が整った卸売業の1社である。</p> <p>食品の仕入販売を行っているほか、営業倉庫、一般貨物輸送も手掛けている。</p>						
(3) 経営状況と見通し						
<p>食品販売が売上の50%を占めるが、倉庫の容量的に飽和状態であり、委託倉庫を使用している状況。</p> <p>委託を減らすことで増益が見込めるが、そのためには在庫回転率の向上、作業生産性の向上が必要となるが、現在は取り組めていない。</p> <p>この状況が続けば取引が増えても全て委託先に委ねることになり、売上が伸びたとしても利益は伸びない状況が続いてしまう。</p> <p>逆に在庫回転率の向上、作業生産性の向上に取り組むことで取引増加が直接利益になるため、この社内改革を成功させることで経営状況が好転する。</p>						

項目		決算期		平成30年12月期		平成31年12月期		令和2年12月期	
		金額	指数	金額	指数	金額	指数		
財政状態	流動資産	¥ 8,247	100	¥ 8,659	105	¥ 9,302	107		
	固定資産	¥ 2,379	100	¥ 2,522	106	¥ 2,100	83		
	総資産	¥ 10,804	100	¥ 11,344	105	¥ 12,321	109		
	流動負債	¥ 2,697	100	¥ 2,859	106	¥ 3,090	108		
	固定負債	¥ 19,656	100	¥ 21,032	107	¥ 22,980	109		
	資本金	¥ 10,000	100	¥ 10,000	100	¥ 10,000	100		
	自己資本(純資産)	¥ 9,884	100	¥ 10,378	105	¥ 1,899	18		
経営状態	売上高	¥ 60,796	100	¥ 66,876	110	¥ 68,980	103		
	売上総利益	¥ 2,033	100	¥ 2,135	105	¥ 2,177	102		
	営業利益	¥ 5,549	100	¥ 5,882	106	¥ 5,882	100		
	経常利益	¥ 5,237	100	¥ 5,551	106	¥ 5,551	100		
	税引後当期純利益	¥ 5,167	100	¥ 5,477	106	¥ 5,477	100		
	固定費	¥ 1,271	100	¥ 1,347	106	¥ 1,347	100		
	人件費 ※	¥ 32,040	100	¥ 33,962	106	¥ 33,962	100		
	減価償却費	¥ 2,876	100	¥ 3,049	106	¥ 3,049	100		
	支払金利手数料	¥ 37	100	¥ 39	106	¥ 39	100		
	従業員数(含パート)	20	100	19	95	20	105		
財務比率分析	財務	損益分岐点売上高	¥ 11,873	100	¥ 13,061	110	¥ 13,472	103	
		フリーキャッシュフロー	¥ 8,043	100	¥ 8,526	106	¥ 8,526	100	
	収益性	総資本経常利益率	48.47%	100	48.93%	101	45.05%	92	
		損益分岐点操業度	19.53%	100	19.53%	100	19.53%	100	
		売上高経常利益率	8.61%	100	8.30%	96	8.05%	97	
		総資本回転率	562.72%	100	589.51%	105	559.86%	95	
		一人年間経常利益	¥ 262	100	¥ 292	112	¥ 278	95	
	安全性	自己資本比率	91.48%	100	91.48%	100	15.41%	17	
		固定比率	22.02%	100	22.23%	101	17.04%	77	
		流動比率	305.78%	100	302.90%	99	301.04%	99	
		売上高金利率	0.06%	100	0.06%	96	0.06%	97	
	成長性	人件費増加率	15.00%	100	106.00%	707	100.00%	94	
		売上高増加率	10.00%	100	110.00%	1100	103.15%	94	
		限界利益増加率	1.10%	100	105.00%	9545	102.00%	97	
		経常利益増加率	0.90%	100	106.00%	11778	100.00%	94	
		固定資産増加率	8.90%	100	106.00%	1191	83.28%	79	
	商品力	限界利益率	10.70%	100	10.32%	96	10.00%	97	
生産性	一人月当限界利益	¥ 27	100	¥ 30	112	¥ 29	95		
	労働分配率	492.32%	100	492.32%	100	492.32%	100		
特記事項									

※人件費は、賃金・賞与・雑給・法定福利費・厚生費・退職金・役員報酬が含まれるものとします。

		会社名		有限会社新菓子流通				
期 項目	決算	平成30年3月期		平成31年3月期		令和2年3月期		
		金額	指数	金額	指数	金額	指数	
財政 状態	流動資産	¥ 12,222	100	¥ 12,833	105	¥ 12,961	101	
	固定資産	¥ 43,347	100	¥ 45,948	106	¥ 61,100	133	
	総資産	¥ 267,780	100	¥ 281,169	105	¥ 122,327	44	
	流動負債	¥ 26,978	100	¥ 28,597	106	¥ 30,890	108	
	固定負債	¥ 196,561	100	¥ 210,320	107	¥ 229,080	109	
	資本金	¥ 50,000	100	¥ 50,000	100	¥ 50,000	100	
	自己資本(純資産)	¥ 9,884	100	¥ 10,378	105	¥ 12,189	117	
経営 状態	売上高	¥ 607,969	100	¥ 668,766	110	¥ 689,800	103	
	売上総利益	¥ 20,332	100	¥ 21,349	105	¥ 21,776	102	
	営業利益	¥ 55,492	100	¥ 58,822	106	¥ 5,882	10	
	経常利益	¥ 52,371	100	¥ 55,513	106	¥ 55,513	100	
	税引後当期純利益	¥ 516,711	100	¥ 547,714	106	¥ 547,714	100	
	固定費	¥ 1,271,110	100	¥ 1,347,377	106	¥ 1,347,377	100	
	人件費 ※	¥ 32,040	100	¥ 33,962	106	¥ 33,962	100	
	減価償却費	¥ 2,876	100	¥ 3,049	106	¥ 3,049	100	
	支払金利手数料	¥ 29,800	100	¥ 31,588	106	¥ 31,588	100	
	従業員数(含パート)	19	100	19	100	33	174	
財務 比率 分析	財務	損益分岐点売上高	¥ 583,911	100	¥ 642,302	110	¥ 662,504	103
		フリーキャッシュフロー	¥ 519,587	100	¥ 550,762	106	¥ 550,762	100
	収益性	総資本経常利益率	19.56%	100	19.74%	101	45.38%	230
		損益分岐点操業度	96.04%	100	96.04%	100	96.04%	100
		売上高経常利益率	8.61%	100	8.30%	96	8.05%	97
		総資本回転率	227.04%	100	237.85%	105	563.90%	237
		一人年間経常利益	¥ 2,756	100	¥ 2,922	106	¥ 1,682	58
	安全性	自己資本比率	3.69%	100	3.69%	100	9.96%	270
		固定比率	16.19%	100	16.34%	101	49.95%	306
		流動比率	45.30%	100	44.88%	99	41.96%	94
		売上高金利率	4.90%	100	4.72%	96	4.58%	97
	成長性	人件費増加率	15.00%	100	106.00%	707	100.00%	94
		売上高増加率	10.00%	100	110.00%	1100	103.15%	94
		限界利益増加率	1.10%	100	105.00%	9545	102.00%	97
		経常利益増加率	0.90%	100	106.00%	11778	100.00%	94
固定資産増加率		8.90%	100	106.00%	1191	132.98%	125	
商品力	限界利益率	217.69%	100	209.77%	96	203.38%	97	
生産性	一人月当限界利益	¥ 5,805	100	¥ 6,153	106	¥ 3,543	58	
	労働分配率	2.42%	100	2.42%	100	2.42%	100	
特記事項								

※人件費は、賃金・賞与・雑給・法定福利費・厚生費・退職金・役員報酬が含まれるものとします。

(別紙1-3)

(金融状況) 令和 3 年 1 月現在

会社名 株式会社沖縄県産業振興

金融機関名	預金	借入	備考
沖縄産業銀行	¥3,032,990		
琉球興行銀行	¥25,000,000	¥35,000,000	
合計	¥28,032,990	¥35,000,000	
財務状況	令和2年1月に琉球工業銀行より工場設備改修資金として借入を実施。 月次終始も安定しており、良好に推移している。		

(現状分析)

機会(外部要因)	脅威(外部要因)
<ul style="list-style-type: none">・インターネット販売の一般化・沖縄が国際的なリゾートとして定着・那覇空港の路線数、便数増加	<ul style="list-style-type: none">・県外企業の沖縄進出
強み(内部要因)	弱み(内部要因)
<ul style="list-style-type: none">・高い技術を持った菓子職人が多い・歩留まりの良い生産(95%~97%)体制	<ul style="list-style-type: none">・社員の高齢化・社員の構成年齢がアンバランス(若年層が少ない)
特記事項	

※内容が多くなる場合は、適宜スペースを大きくして次ページに記載して下さい。

(別紙1-3)

(金融状況) 令和 3 年 1 月現在

会社名 有限会社新菓子流通

金融機関名	預金	借入	備考
沖縄産業銀行	¥3,032,990		
合 計	¥3,032,990	¥0	
財務状況	借り入れもなく、自己資金で経営しており良好。		

(現状分析)

機会(外部要因)	脅威(外部要因)
<ul style="list-style-type: none">・インバウンド客の増加・円高・得意先からの品質に対する高評価	<ul style="list-style-type: none">・観光土産製造業の増加・県外企業の沖縄進出
強み(内部要因)	弱み(内部要因)
<ul style="list-style-type: none">・社員のやる気・HACCP認定企業	<ul style="list-style-type: none">・社員の高齢化・ベテラン社員の技術を引き継ぐ若者がいない
特記事項	

※内容が多くなる場合は、適宜スペースを大きくして次ページに記載して下さい。

(補助金を伴う公的事業・制度の申請及び採択状況)※不採択事業は記入の必要はありません。

沖縄県・中小企業支援機関の公的補助への申請経験 (該当する口を■に修正してください。)	■ある □ない
--	---------

※現時点で申請する予定の補助事業については、補助金の二重採択を防ぐものです。

事業制度名	ものづくり補助金	状況	完了
公的機関名	沖縄県中小企業団体中央会		
プロジェクト名	ケーキ成型機の設置		
実施期間	2021年6月～2021年8月		
採択または申請額	23,000千円(全体)		
申請代表者名	沖縄 太郎		
連携・関係社名			
事業内容の概略	新事業立ち上げのための設備費用		
本申請との相違点	ケーキ製作であったが、本申請は菓子の販売事業である		

事業制度名	産学官連携製品開発支援事業	状況	完了
公的機関名	公益財団法人 沖縄県産業振興公社		
プロジェクト名	沖縄植物の栄養性分配合食品開発プロジェクト		
実施期間	2021年7月～2021年12月		
採択または申請額	15,000千円(全体)		
申請代表者名	沖縄 太郎		
連携・関係社名			
事業内容の概略	沖縄の植物から抽出した栄養機能成分を配合した食品の開発		
本申請との相違点	商品やテーマが異なる補助金のため本事業とは異なる		

事業制度名	県産品拡大展開総合支援事業	状況	完了
公的機関名	公益財団法人 沖縄県産業振興公社		
プロジェクト名	見本市・展示商談会等出展支援		
実施期間	2019年6月～2019年6月		
採択または申請額	600千円(全体)		
申請代表者名	沖縄 太郎		
連携・関係社名			
事業内容の概略	スーパーマーケットトレードショーへの出展 (ブース小間代、マネキン費用の補助)		
本申請との相違点	沖縄食材の販売であったが、本申請は菓子の販売事業である		

※複数ある場合は、適宜シートをコピーして追加してください。

※過去三か年度の実績、今年度の予定を記入してください。

(補助金を伴う公的事業・制度の申請及び採択状況)※不採択事業は記入の必要はありません。

沖縄県・中小企業支援機関の公的補助への申請経験 (該当する口を■に修正してください。)	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない
--	--

※現時点で申請する予定の補助事業については、補助金の二重採択を防ぐものです。

事業制度名		状況	
公的機関名			
プロジェクト名			
実施期間	年 月 ~	年 月	
採択または申請額	千円(全体)		
申請代表者名			
連携・関係社名			
事業内容の概略			
本申請との相違点			

事業制度名		状況	
公的機関名			
プロジェクト名			
実施期間	年 月 ~	年 月	
採択または申請額	千円(全体)		
申請代表者名			
連携・関係社名			
事業内容の概略			
本申請との相違点			

事業制度名		状況	
公的機関名			
プロジェクト名			
実施期間	年 月 ~	年 月	
採択または申請額	千円(全体)		
申請代表者名			
連携・関係社名			
事業内容の概略			
本申請との相違点			

※複数ある場合は、適宜シートをコピーして追加してください。

※過去三か年度の実績、今年度の予定を記入してください。

事業計画書

企業名	株式会社沖縄県産業振興	
連携企業名	有限会社新菓子流通	
プロジェクト名	海外観光客向け新商品の販路開拓プロジェクト	
プロジェクトの内容		
I. 現状及び課題(現状分析を踏まえたうえで、等事業で解決したい課題を記載してください。)		
(現状)	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年新商品を市場投入 従来の商品のライフサイクルが衰退期にあることから ・販売事業者(卸)が1社のみ 	
(課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・利益率の低下 売上は伸びているが営業利益率が低下(8.795%→8.527%)している、原因としては ・昨年市場投入した新商品が未だ市場定着していない 販売開始3か月後に実施したアンケートによると..... 	
II. プロジェクトの内容(取り組み内容を内容を計画①、計画②というように記載してください。)		
計画① 商品認知度向上のためのプロモーション		
実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ■ ホームページ修正 (取組み内容や目的、狙いなどの詳細説明を記載する) ※必要に応じて写真やグラフ等を活用して、読み手に分かり易く記載してください。 ■ SNS広告 (同上) ■ ブランドブック制作 (同上) ■ チラシ制作 (同上) 		
計画② 県内食品卸、土産物取扱い店の販路開拓		
実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ■ 展示会出展 (取組み内容や目的、狙いなどの詳細説明を記載する) ※必要に応じて写真やグラフ等を活用して、読み手に分かり易く記載してください。 ■ 主催展示会 (同上) ■ フォローアップ営業 (同上) 		

※内容が多くなる場合は、ページを追加してください。

事業計画書

プロジェクトの内容

Ⅲ. プロジェクトの期待する成果及び優位性(数値上の目標を明確に記載してください。また優位性は競合他社との比較等を記載してください。)

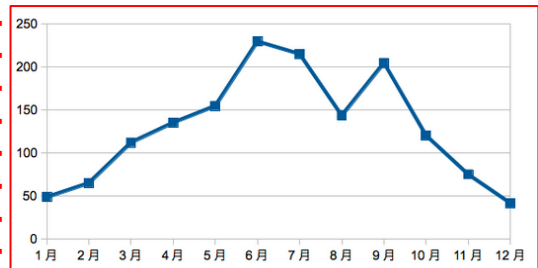
プロジェクトの成果目標

目標値には販売活動に関するものと、社内の生産性の2面から設定する。具体的には.....

R3年度目標項目	目標値
売上	10,000 千円
営業利益	2,000 千円
取引先増	20 社
商談会出展	3 回
生産ライン稼働率	78 %
新規雇用	5 人

当社(当連携体)の優位性

代表企業である(株)沖縄県産業振興には熟練した菓子職人が多く在籍しており、平成30年度には全日本菓子職人●●コンテストで金賞を受賞したのもいるため、公にも商品品質は高いと自負している。そして連携企業である(有)新菓子流通は.....



Ⅳ. 県内の地域産業・経済に対する波及効果
(連携プロジェクトの場合、連携意義をあわせて記載して下さい。)

県内の地域産業・経済に対する波及効果

本プロジェクトは新商品を開発・販売を行う一連の取組みで、広く消費者の目に留まるよう流通効率を重視したサプライチェーンとして、過剰な物流コストを削減する取組みも含む。この取組みは、県内交通量削減に繋がることからの渋滞解消、そしてCO2等削減による環境に配慮した取組みも含まれ、狭隘な沖縄県の生活環境の改善と観光立県としての沖縄の.....

以上のことから連携体だけに留まらず、県内企業の範となる事例作りが出来る。

プロジェクトを実施する連携体結成の意義

食品製造業と流通業が一体となって、本事業を取り組むことにより、それぞれに不足している専門外の付帯業務が専門性の高い業務として実現できる。

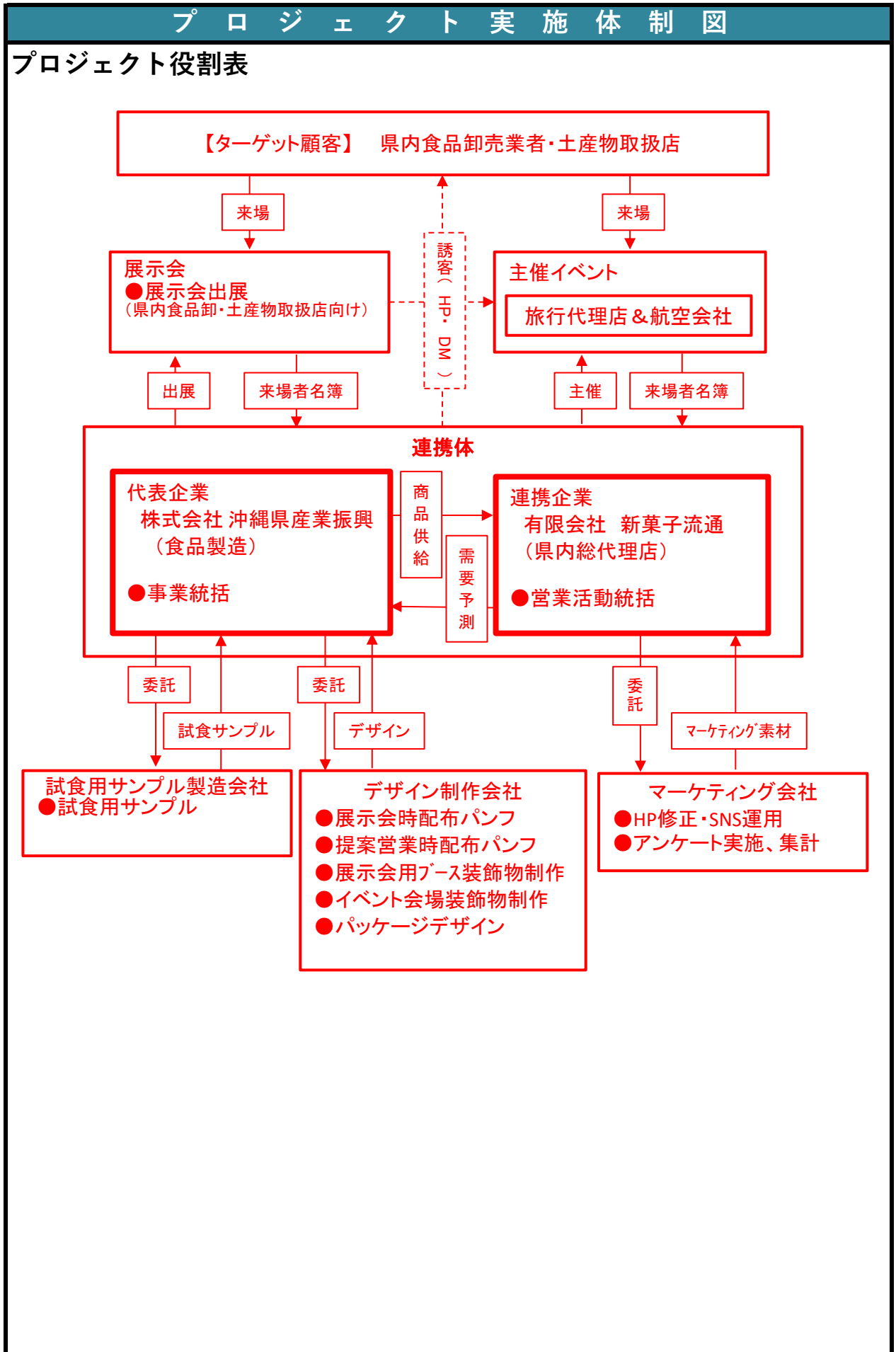
具体的には.....

※内容が多くなる場合は、ページを追加してください。
※プロジェクトを詳細に説明するために、補足説明資料を追記しても構いません(任意様式)

プロジェクトの体制 ①

プロジェクト全体の実施体制				
管理体制				
役割	企業名・所属部署		メールアドレス	
	〒	住所		電話
	役職	氏名	連絡先(ケータイ等)	
総括責任者	株式会社沖縄県産業振興		t-okinawa@okinawa-ric.or.jp	
	901-0152	沖縄県那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター401号	098-859-6255	
	代表取締役	沖繩 太郎	012-345-6789	
プロジェクトマネージャー	株式会社沖縄県産業振興企画営業部		i-ryukyu@okinawa-ric.or.jp	
	901-0152	沖縄県那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター401号	098-859-6255	
	営業部長	琉球 一郎	013-345-6789	
経理担当者	株式会社沖縄県産業振興総務部		h-okinawa@okinawa-ric.or.jp	
	901-0152	沖縄県那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター401号	098-859-6255	
	経理係長	沖繩 花子	014-345-6789	
(注)総括責任者、プロジェクトマネージャー、経理担当者は重複しても構いません。				
(注)プロジェクトマネージャーは、プロジェクト全体の管理を行う公社の連絡窓口担当者です。				
プロジェクト実施体制表				
計画番号	計画名 (リーダー名)	役割	担当者名 (連携体の場合は会社名も)	外部委託先 外部専門家等
①	商品認知度向上のためのプロモーション(沖縄花子/沖縄県産業振興)	試食サンプル製造	琉球一郎 (沖縄県産業振興) 琉球二郎 (沖縄県産業振興)	試食品製造会社
		展示会出展	琉球一郎 (沖縄県産業振興) 琉球二郎 (沖縄県産業振興) 新規採用者×2人 (沖縄県産業振興)	展示会運営会社
		POP企画・制作	那覇五三郎(新菓子流通) 宜野湾米太郎(新菓子流通) 与那原和子(新菓子流通)	デザイン制作会社
②	県内食品卸、土産物取扱い店の販路開拓(宜野座村子/新菓子流通)	アンケート実施 提案書作成・訪問営業	東村男(沖縄県産業) 宜野座村子(新菓子流通) 新規採用者×1人 (新菓子流通)	マーケティング会社

プロジェクトの体制 ②



令和3年度 中小企業基盤強化プロジェクト推進事業 実施スケジュール

申請企業名	株式会社沖縄県産業振興	プロジェクト名	海外観光客向け新商品の販路開拓プロジェクト
連携企業	有限会社新菓子流通		

計画: △→
実績: ▲→

計画No.	目標		計画名/プロジェクトの主な計画	スケジュール												備考
	目標項目	目標値		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全	年度内売上(千円)	21,600														
	年度内営業利益(千円)	12,960														
	年度内人員雇用(人)	3														
①			計画名: 商品認知度向上のためのプロモーション													
	ホームページ修正(単位: サイト)	1	■ホームページ修正													
	SNS広告(単位: インプレッション数(各月))	10,000	■SNS広告													
	ブランドブック配布(単位: 冊)	500	■ブランドブック制作													
	チラシ配布(単位: 枚)	600	■チラシ制作													
②			計画名: 県内食品卸、土産物取扱店の販路開拓													
	展示会出展回数(単位: 回)	1	■展示会出展													
	名刺獲得枚数(展示会)(単位: 枚)	80	・申込み(小間、装飾)													
			・試食用サンプル製造													
			・装飾品制作													
			・出展													
			・来場者資料整理(ターゲットリスト作成)													
	主催イベント実施回数(単位: 回)	3	■主催展示会													
			・会場手配(3会場)													
			・ターゲットリストを元に集客用DM配布													
			・セミナー講師手配													
			・展示会の開催(那覇)													
			・展示会の開催(石垣)													
			・展示会の開催(宮古)													
			・来場者資料整理(フォローアップリスト作成)													
	訪問営業件数(単位: 社)	60														
	顧客獲得数(単位: 社)	10	■フォローアップ営業													

(別紙3)

補助事業対象経費

(補助金に係る事業経費の内訳)

(単位: 円)

計画番号	経費番号	科目	内容/執行企業	税抜金額	目的/補足説明
①②	1	人件費	プロジェクト専従者雇用(全社)	4,793,670	7~1月・月200千円(3名)
①②	2	謝金	マーケティング専門家(申請企業)	300,000	
①	3	研究開発費	プロモーション試食サンプル制作費(申請企業)	2,470,000	3商品
①	4	研究開発費	試食用パッケージデザイン(申請企業)	700,000	3商品
①	5	調査費	試食評価アンケート調査実施(申請企業)	1,200,000	各3回実施
①	6	広告宣伝費	展示会出展費(ブース費用)(申請企業)	1,600,000	2回(〇〇〇〇、△△△△)
①	7	広告宣伝費	展示会ブース装飾費(申請企業)	1,500,000	設計費、施工費
①	8	広告宣伝費	新商品プロモーション費(申請企業)	1,200,000	イベント・キャンペーン
②	9	旅費	離島販路営業旅費(新菓子流通)	550,000	石垣、宮古、南大東、北大東
②	10	広告宣伝費	SNS広告費(新菓子流通)	1,800,000	エリア3カ所×3回(東京、大阪、福岡)
②	11	広告宣伝費	ホームページ修正(申請企業)	780,000	新商品PRページ作成
②	12	印刷製本費	ブランドブック、チラシ(申請企業)	980,000	デザイン費 & 各5,000部印刷
合計額				17,873,670	
補助金交付申請額					
<input checked="" type="checkbox"/>	1年目(合計額の9/10以内)	申請額	15,000,000	千円未満は切り捨て 企業連携プロジェクト 上限額 1,500万円	
<input type="checkbox"/>	2年目(合計額の8/10以内)				
<input type="checkbox"/>	3年目(合計額の7/10以内)				

補助事業対象経費(補足説明書)

(人件費に係る業務内容等の内訳)

(単位: 円)

1	採用企業		のプロジェクト・業務内容で 容詳細	展示会出展に関する実務を行う。 参画範囲は企画・準備・実施・総括の全フェーズにて、他のメンバーと共に業務にあたる。 展示会やイベントの経験のない人材の可能性もあるが、今年度の取組みを理解し、次年度以降主体となって動けるよう取り組む。 特に今年は準備、実施フェーズに重点を置き、自社中心で物事を考えるのではなく、お客様を常に意識して行動できるよう
	沖縄県産業振興			
	採用区分	新規		
	補助対象月数	7		
	基本給	200,000		
	職能給	0		
	補助対象額	1,597,890		
2	採用企業		のプロジェクト・業務内容で 容詳細	記載例省略
	沖縄県産業振興			
	採用区分	新規		
	補助対象月数	7		
	基本給	200,000		
	職能給	0		
	補助対象額	1,597,890		
3	採用企業		のプロジェクト・業務内容で 容詳細	記載例省略
	新菓子流通			
	採用区分	新規		
	補助対象月数	7		
	基本給	200,000		
	職能給	0		
	補助対象額	1,597,890		

(広告宣伝費に係る実施内容等の内訳)

(単位: 円)

1	経費支出企業(実施主体)		名称	展示会出展費(ブース費用)
	沖縄県産業振興		途・使用目的	新商品3種の販路を開拓する目的で、沖縄県内の卸売事業者、小売業者にアピールする場として展示会に出展する。展示会当日は商品PRとともにアンケートによる商品評価も実施する。名刺収集にも注力してその後の訪問営業に活かしてい
	計画番号	①	成果期待する	今年度は県内10社の代理店獲得を目標としており、特に観光客の多い那覇市や離島を重点的にアプローチして、県内全域の販売流通網を作り上げることを成果目標とする。
	経費番号	6	税抜金額	1,600,000
2	経費支出企業(実施主体)		名称	記載例省略
			途・使用目的	
	計画番号		成果期待する	
	経費番号		税抜金額	
3	経費支出企業(実施主体)		名称	記載例省略
			途・使用目的	
	計画番号		成果期待する	
	経費番号		税抜金額	

収 支 計 画 書(申請プロジェクト全体)

(単位:千円)

		R3年度(計画)	R4年度(計画)	R5年度(計画)	R6年度(計画)	R7年度(計画)
今年度立案計画	売上高	21,600	24,000	30,000	34,800,000	34,800,000
	営業利益	12,960	14,400	18,000	20,880,000	20,880,000
	従業員数	18	18	18	18	18

プロジェクトの見込み収支
[プロジェクト期間(4月～3月)を1年として記載]

プロジェクト見込み収支売上算出根拠
(「単価×販売数量」のように売上算出根拠を記載してください。)

売上は2社分を記載すると重複計上になる部分があるため有限会社新菓子流通のものを記載。
営業利益は2社合計分を記載。
その条件下では利益率は60%となる見込みである。

単価⇒ チョコレート1,000円 タルト2,000円 クッキー3,000円の3種

R3年度	売上	売上合計	営業利益	営業利益
@1,000×300個×12ヶ月	3,600,000	21,600,000	2,160,000	12,960,000
@2,000×300個×12ヶ月	7,200,000		4,320,000	
@3,000×300個×12ヶ月	10,800,000		6,480,000	

R4年度	売上	売上合計	営業利益	営業利益
@1,000×500個×12ヶ月	6,000,000	24,000,000	3,600,000	14,400,000
@2,000×300個×12ヶ月	7,200,000		4,320,000	
@3,000×300個×12ヶ月	10,800,000		6,480,000	

R5年度	売上	売上合計	営業利益	営業利益
@1,000×600個×12ヶ月	7,200,000	30,000,000	4,320,000	18,000,000
@2,000×500個×12ヶ月	12,000,000		7,200,000	
@3,000×300個×12ヶ月	10,800,000		6,480,000	

R6年度	売上	売上合計	営業利益	営業利益
@1,000×700個×12ヶ月	8,400,000	34,800,000	5,040,000	20,880,000
@2,000×500個×12ヶ月	12,000,000		7,200,000	
@3,000×400個×12ヶ月	14,400,000		8,640,000	

R7年度	売上	売上合計	営業利益	営業利益
@1,000×700個×12ヶ月	8,400,000	34,800,000	5,040,000	20,880,000
@2,000×500個×12ヶ月	12,000,000		7,200,000	
@3,000×400個×12ヶ月	14,400,000		8,640,000	

※内容が多くなる場合は、ページを追加してください。

令和3年度中小企業基盤強化プロジェクト推進事業
企業連携体協定書

(目的)

第1条 この協定は、令和3年度中小企業基盤強化プロジェクト推進事業補助金における企業連携プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）を遂行するため、実施主体となる企業連携体が、双方、協同・連帯して効果的に取組むことを目的として締結するものとする。

(名称)

第2条 この協定書に基づく企業連携体は「令和3年度中小企業基盤強化プロジェクト推進事業企業連携体」（以下「本連携体」という。）と称する。

(代表者及び構成員)

第3条 本連携体は以下の企業により構成するものとし、株式会社沖縄県産業振興を代表者とする。

(1) 代表者

住所 沖縄県那覇市字小禄1831番地1
沖縄産業支援センター401号

商号又は名称 株式会社沖縄県産業振興
代表者名 代表取締役 沖縄 太郎

(2) 構成員1

住所 沖縄県那覇市字小禄町1丁目1番地1号

商号又は名称 有限会社新菓子流通
代表者名 代表取締役 琉球 太郎

2 前項の代表者が退任する場合は、本連携体は新代表者を選任し、これを沖縄県に通知するものとする。

3 前項の通知前に従前の代表者が、本プロジェクトに関し行った行為については、本連携体はこれを有効とし、沖縄県に対しその責めに任ずるものとする。

(代表者の権限)

第4条 本連携体の代表者は、本プロジェクトの履行に関し、本連携体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、自己の名義をもって補助金の申請、請求、受領等に関する事務や経理、本連携体に属する財産を管理する権限等を有する。

(構成員の責任)

第5条 本連携体は、各構成員が実施する役割、内容を予め明確にした上で、本プロジェクトを遂行するものとし、遂行に関して連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第6条 本連携体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引を行うものとする。

(解散の時期)

第7条 本連携体は、本プロジェクトの不採択通知を受けた場合は、同日をもって解散するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第8条 当連携体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は、第5条第1項によりその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第9条 この協定書に定めのない事項については、各構成員の協議によって定める。

上記のとおり企業連携体協定を締結したので、その証拠として本協定書〇通を作成し、各1通に構成員が記名押印し、各自1通を保有するものとする。なお、1通は沖縄県へ提出するものとする。

令和〇〇年 〇月 〇日

代表者 住所 沖縄県那覇市字小禄1831番地1
沖縄産業支援センター401号
商号又は名称 株式会社沖縄県産業振興
代表者名 代表取締役 沖縄 太郎



構成員1 住所 沖縄県那覇市字小禄町1丁目1番地1号
商号又は名称 有限会社新菓子流通
代表者名 代表取締役 琉球 太郎

